

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

商 号 又 は 名 称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社 フロンティアエステート	小 向 憲 久	埼玉県さいたま市南区白 幡四丁目十二番地二十五 ビケンビル一階
有限会社ファースト商事	安 部 文 生	埼玉県川越市清水町十七 番地四 滝上ビル一階